

渡航費助成申請(不妊治療、不育治療・検査)

石垣市では本市以外(島外)の医療機関で不妊治療中の方々の経済的負担軽減のため通院費等の一部を助成します。

1.助成対象者 石垣市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。

・不妊治療{生殖補助医療(体外受精及び顕微授精)}又は一般不妊治療{保険適用となる一般不妊治療(タイミング法、人工授精)}を行っている夫婦(事実上の婚姻関係にある者を含む)

※主治医の判断により採卵前に精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合も含む。

・不育治療・検査{保険適用となる不育治療・検査(流産や死産を2回以上繰り返し、赤ちゃんを得られない方が実施する治療・検査)}を行っている夫婦(事実上の婚姻関係にある者を含む)

※先進医療に指定されている不育症検査を含む。

2.申請方法

・不妊治療 ※治療期間終了日から6か月以内の申請に限りますのでご注意ください。

・不育治療・検査 ※医療を受けた日から6か月以内の申請に限りますのでご注意ください。

受診後6か月以内に、必要書類を整えて健康福祉センターで申請してください。

申請時には、印鑑(シャチハタ不可)をお持ちいただくようお願いいたします。

申請書類石垣市ホームページからもダウンロードできます。

3.助成金額

①航空運賃 ※各年度の上限額136,000円

1人1往復あたり上限額・・・17,000円

○航空運賃17,000円に満たない場合は、実際かかった費用を助成します。なお、ホテルパック購入分も対象になりますが、マイルやクーポンを利用して搭乗券等を購入した場合は対象外となります。

②宿泊費(治療の都合により、宿泊が必要であると認められる場合に限りです。)

※各年度の上限額224,000円 1人1泊あたりの上限額・・・7,000円

○宿泊費1泊分の上限額7,000円に満たない場合は、実際かかった費用を助成します。

4.必要書類等

①助成申請書(様式第1号)

②助成金請求書(様式第2号) ※日付、請求額の記入欄は空欄のまま提出してください。

③意見書(様式第3号) ※各年度ごとに提出 ※1クールごとに提出(採卵～胚移植まで等)

※「疾病名称等」へは記入せず、「治療期間(不妊治療の場合のみ記載)」に記入させてください。

④医療機関発行の「領収書」のコピー

⑤医療機関発行の「診療明細書」のコピー

⑥航空券の「領収書」のコピー

⑦航空の搭乗確認書類(「搭乗券」、「ご搭乗案内」、「搭乗証明書」のコピーのいずれか一つ)

⑧宿泊費の「領収書」のコピー(該当する方のみ)

※治療にかかる宿泊が対象です。(窓口での聞き取り等で判断いたします。)

⑨印鑑 ※シャチハタ不可